

水道料金・下水道使用料が変わります。

令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げられるのに伴い、増税分が水道料金・下水道使用料に転嫁されます。

新料金はいつから？

水道メーターの検針は2ヶ月に1回で、お客様によって奇数月検針と偶数月検針の場合があります。今回の改定では、下記のとおり12月検針分から新料金となります。

	8月	9月	10月	11月	12月	1月
奇数月 検針の お客様		検針		検針		検針
	旧料金	旧料金		新料金		新
偶数月 検針の お客様	検針		検針		検針	
	旧	旧料金	新料金		新料金	

ただし、令和元年10月1日以降に新たに水道を使用されるお客様、および毎月検針のお客様は10月使用分から新料金となります。

新旧料金の比較(1ヶ月当たり)

単位:円、税込

水道メーターの口径	使用水量	区分	新料金	旧料金	差額
13mm	10m ³	水道料金	1,309	1,285	24
		下水道使用料	990	972	18
		計	2,299	2,257	42
	20m ³	水道料金	2,288	2,246	42
		下水道使用料	2,255	2,214	41
		計	4,543	4,460	83
	30m ³	水道料金	3,564	3,499	65
		下水道使用料	3,685	3,618	67
		計	7,249	7,117	132
20mm	10m ³	水道料金	1,661	1,630	31
		下水道使用料	990	972	18
		計	2,651	2,602	49
	20m ³	水道料金	2,640	2,592	48
		下水道使用料	2,255	2,214	41
		計	4,895	4,806	89
	30m ³	水道料金	3,916	3,844	72
		下水道使用料	3,685	3,618	67
		計	7,601	7,462	139

問合せ先：水道サービス窓口 473-1299 (代)